

Q 先日、父が亡くなりました。私は、父が大病を患っていたため、仕事を辞め、6年間父と一緒に暮らして、ずっと父の看護をしていました。私には、兄が一人いますが、兄は「父の財産を法定相続分（各2分の1）のおおりに分割しよう」と提案してきました。私は6年間父の生活費や医療費を援助しながら看護をしてきたのに、何もしていない兄と相続分が同じなんて納得ができません。兄より多く相続を受けることはできませんか？

A あなたは、父の看護に特別な貢献をした分だけ相続財産とは別に寄与分が認められる可能性があります。

民法第904条の2では、①亡くなった人（被相続人）が行っていた商売を無報酬で手伝うことや、②被相続人に対し、私財を提供して看護をするなど、被相続人の財産の維持等に対して特別な貢献をした相続人に対して、貢献度に応じて法定の相続分より多く財産を取得する権利を認めています。このプラス分の財産を「寄与分」といいます。

寄与分が認められるためには、上記のような特別な貢献が必要となります。単に「親の面倒を見ていたから相続分を多めに欲しい」と主張するだけでは、寄与分は認められません。

寄与分は、原則として共同相続人間の協議で行われます。仮に協議が調わないときは、家庭裁判所に審判を求めることができます。

今回のケースでは、あなたが父の看護に当たり生活費を援助していたことや、病気の医療費を支払っていた事実等が特別な貢献として認められれば、寄与分として法定相続分にプラスして財産を取得することができます。

なお、このようなトラブルを避けるため、あらかじめ遺言書を作成することで、貢献した人に対して確実に財産を残すこともできます。

※遺言書の作成については、第4回「遺言書が争いを防止する。」（平成26年3月号）を参考にしてください。

次回は、第11回「親から支援を受けていた場合の相続」をテーマにご案内いたします。

ご不明な点は、旭川地方法務局までお問い合わせください。

☎0.1.6.6-3.8-1.1.1.1又はホームページ「旭川地方法務局」で検索。

### 平成28年度 妹背牛町奨学資金貸付について

町では、向学心に燃え、その能力が充分にもかかわらず、経済的理由によって就学困難な学生・生徒に対して「奨学資金」を貸与しています。

#### ■対象者

- ・高等学校以上の学校に入学または在学中の学生
- ・学資の支弁が困難な家庭環境にあること
- ・健康で学業優秀、性向善良であること

#### ■貸付額

- ・大学生（大学院を含む）  
月額 30,000円
- ・専門及び専修学校生徒  
高等課程 月額 15,000円  
専門課程 月額 30,000円
- ・高等学校生徒  
月額 15,000円

#### ■貸付利子・・・無利子

#### ■償還方法

卒業から10年以内（3・5・7・10年償還）

#### ■貸付決定

・町奨学資金運営委員会にはかり教育委員会が決定

#### ■必要書類

- ①奨学生願書・奨学生推薦書・家庭状況調査書（書類などは教育委員会にあります）
- ②学業成績証明書・在学証明書・入学許可証など（入学もしくは在籍する各学校より発行されます）

#### ■提出期限

・平成28年4月21日（木）までに教育委員会学校教育グループへお申し込みください。

※継続される方も毎年度申請が必要です。

※申請書は町HPでもダウンロードできます。

#### ■問い合わせ先

・教育委員会学校教育グループ TEL 32-2525